福井市監査告示第２１号

令和２年１０月１９日付け監査告示第１９号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により次のとおり公表する。

令和２年１１月１１日

福井市監査委員　谷　川　秀　男
福井市監査委員　滝　波　秀　樹
福井市監査委員　今　村　辰　和
福井市監査委員　下　畑　健　二

１　監査の種類　定期監査（所属別定期監査）

２　措置を講じた部局等　消防局消防総務課

３　措置通知を収受した年月日　令和２年１１月３日

４　措置内容

指摘事項	措置内容
国の石油貯蔵施設立地対策等交付金の申請について、経費節減を目指し防火衣の購入時期を消費税増税前に早めたところ、事前着手となり結果として交付対象外となった。納品スケジュールを検討すべき予算要求時や支出に関する決裁伺書の回議時など、今回の事案を防止するいずれの機会も所属として確認が不十分であった。	確認体制の強化として、補助金・交付金事務処理マニュアルを基に研修を実施するとともに、補助金や交付金の申請に当たっては、交付要綱等を十分に把握するよう徹底を図った。 さらに、補助金・交付金に係る事業の年間スケジュールを作成して張り出し、課員全員が進捗状況を確認できよう「見える化」を図るとともに、予算要求時や支出に関する決裁

交付金や補助金の申請に当たっては、交付要綱等を十分に把握した上で適切な事務処理をされたい。	伺書の回議時には、全員がチェックリストで確認できる体制とした。